

法の「一般粉じん発生施設」及び条例の「指定施設」・「特定施設」

大気汚染防止法		環境の保全と創造に関する条例		
一般粉じん発生施設	規模	指定施設・特定施設		規模
1 コークス炉	原料処理能力：50 t／日以上	㊦15 コークスの製造の用に供するコークス炉		原料処理能力：50 t／日以上 ↓ (条例届出不要)
2 鉱物（含コークス。以下同じ。）及び土石の堆積場	面積が1,000 m ² 以上	㊦1 鉱物（含コークス、除石綿。以下同じ。）又は土石の用に供するたい積場		面積が500 m ² 以上 ↓ { 面積が500 m ² 以上 1,000 m ² 未満については 条例届出要 }
3 ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石、セメント用）	ベルト幅が75 cm以上又はバケットの内容積が0.03 m ³ 以上	㊦2 運搬の用に供する施設（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限る、密閉式のものを除く）	ベルトコンベア	ベルト幅が50 cm以上 ↓ { ベルト幅が50 cm以上 75 cm未満については 条例届出要 }
			バケットコンベア	バケットの内容積が0.02 m ³ 以上 ↓ { バケットの内容積が 0.02 m ³ 以上0.03 m ³ 未満 については条例届出要 }
4 破砕機及び摩砕機（鉱物、岩石、セメント用）	原動機の定格出力が75kW以上	㊦3 粉砕、摩砕の用に供する施設（鉱物又は岩石の用に供するもの限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く）	破砕機	原動機の定格出力が7.5kW以上 ↓ { 原動機の定格出力が 7.5kW以上75kW未満に ついては条例届出要 }
			摩砕器	
5 ふるい（鉱物、岩石、セメント用）	原動機の定格出力が15kW以上	㊦4 ふるい（鉱物又は岩石の用に供するもの限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く）		原動機の定格出力が7.5kW以上 ↓ { 原動機の定格出力が 7.5kW以上15kW未満に ついては条例届出要 }
—	—	㊦1㊦19 ベンガラ製造の用に供する粉砕施設		原動機の定格出力が0.75kW以上
—	—	㊦2㊦20 金属粉製造の用に供する施設	粉砕施設	原動機の定格出力が0.75kW以上
			カッター グラインダー	
—	—	㊦3 生コンクリート製造の用に供する施設	パッチャープラント	すべてのもの
			セメントサイロ	
			セメントホッパー	
			砂利・砂選別施設	
—	—	㊦4 木製品の製造又は加工の用に供する施設	粉砕施設	原動機の定格出力が7.5kW以上
			研削施設	
—	—	㊦6 食料品、飼料又は肥料（化学肥料を除く）の製造の用に供する施設	原料精選施設	すべてのもの 原動機の定格出力が0.75kW以上
			粉砕施設（㊦3の項に掲げるもの及び湿式のものを除く）	
—	—	㊦7 化学肥料の製造の用に供する粉砕施設（㊦3の項に掲げるもの及び湿式のものを除く）		すべてのもの
—	—	㊦8 顔料の製造の用に供する粉砕施設（㊦3の項に掲げるもの及び湿式のものを除く）		原動機の定格出力が0.75kW以上

大気汚染防止法		環境の保全と創造に関する条例		
一般粉じん発生施設	規模	指定施設・特定施設		規模
—	—	㊦9 ゴム製品の製造の用に供する施設	バンバリーミキサー	すべてのもの
			ミキシングロール	ロールの直径が350mm以上
—	—	㊦10 窯業製品の製造の用に供する粉砕施設(㊦3の項に掲げるもの及び㊦5の項に掲げるもの並びに湿式のものを除く)		原動機の定格出力が5.0kW以上
—	—	㊦11 炭素又は黒鉛製品の製造の用に供する施設	粉砕施設(㊦3の項に掲げるものを除く)	すべてのもの
			仕上施設	
—	—	㊦12 セメント、石こう、石灰又はクレーの製造又は加工の用に供する施設	粉砕施設(㊦3の項に掲げるもの及び㊦5の項に掲げるもの並びに湿式のものを除く)	原動機の定格出力が7.5kW以上
			セメント加工施設(セメントサイロ、セメントホッパー、バッチャープラント及び砂利・砂選別施設に限る)	すべてのもの
			ふるい(㊦4の項に掲げるものを除く)	原動機の定格出力が0.75kW以上
—	—	㊦13 金属の精錬又は無機化学工業薬品の製造又は加工の用に供する施設	非鉄金属の精錬施設	すべてのもの
			合金鉄の精錬施設	
			無機化学工業薬品の製造施設	
—	—	㊦14 金属の加工又は機械の製造若しくは加工の用に供する施設	砂処理施設(古砂回収装置、乾燥装置、砂ふるい装置(㊦4の項に掲げるものを除く)及び混練装置に限る)	すべてのもの
			サンドブラスト	
			ショットブラスト	
			シェークアウトマシン	
—	—	㊦14 綿製品製造の用に供する製綿施設(㊦5の項に掲げるものを除く)		すべてのもの
—	—	㊦17 木材若しくは木製品の製造の用に供する施設	チップ置場	面積が200㎡以上
			切断施設	原動機の定格出力が0.75kW以上
			研削施設	
			粉砕施設	
—	—	㊦18 化学工業品又は石油製品若しくは石炭製品の製造の用に供する施設(合成樹脂の製造又は加工の用に供する施設)	粉砕施設(㊦3の項及び㊦5の項に掲げるものを除く)	原動機の定格出力が0.75kW以上
			ふるい(㊦4の項に掲げるものを除く)	
			研削施設	

注) 各施設欄の番号は、それぞれの法令の項番号を表す。(㊦：指定施設、㊦；特定施設)